

画像利用の手続きについて

申込書到着後、画像貸出不要または既存画像の貸し出しであれば約1～2週間、新規撮影画像の貸し出しの場合は約2か月程度かかります。時間に余裕を持ってお申し込み下さい。

【手続きの手順】 画像貸出不要の場合は、手順の(4)および(6)は不要となります。

(1)利用条件等を確認する。

(2)申込書を作成する。

- ①画像利用の申込書は、「書籍等」「映像等」「ネット等」の3種あります。
用途に応じてご請求・ご利用下さい。
画像の貸出を希望する場合は、「画像借用書」の作成もお願いいたします。
- ②お申し込み内容1件につき、1通の申込書が必要です。申込書はコピー可能です。
申し込みに必要な件数分をコピーしてご利用下さい。
- ③インターネット等へ利用する場合は、利用画像が第三者へ容易に拡散しないよう、どのような対策をおこなうか、具体的にお書き下さい。

(3)添付書類を作成し、郵送で申し込む。

- ①申込書には必ず、利用を希望する画像のコピーを添付して下さい。
- ②必要に応じて次の用紙を作成し、申込書に添付して下さい。
 - ・部分使用、改変等を行う場合はその様態がわかるもの。
 - ・画像借用書：画像貸出条件をご確認ください。
 - ・請求書等の様式：指定の用紙等がある場合。
- ③申込書は、ファックスおよびメールでは受け付けません。ご注意ください。
- ④利用内容により、申込書に記載する条件に追加事項が発生する場合があります。
その場合は、ご承諾前に申込者様と協議させていただきます。

(4)撮影。

- ①撮影は本会が指定する撮影業者が行います。
- ②撮影スケジュール等により、予定以上に時間がかかる場合があります。ご了承下さい。

(5)画像利用承諾書・請求書・画像・画像借用書控等が届く。利用料等の支払い。

- ①承諾書等が届きましたら、承諾条件、請求金額、画像返却期日等を必ずご確認ください。
- ②画像を利用する際は、本会が所蔵する収蔵品であること、および本会の許可無く画像を複製することを禁止する旨を明示して下さい。
- ③支払い期日は、請求書の発行日から60日以内です。振り込み手数料の負担もお願いします。
なお、やむを得ず支払いが遅れる場合は、速やかに本会へお知らせ下さい。

(6)画像返却。

- ①画像は追跡記録を確認することのできる方法（宅配便・レターパック・書留等）でお返し下さい。返却確認後、画像借用書をお返しいたします。
- ②返却期日までに画像の返却が難しい場合は、速やかに本会へご連絡下さい。
- ③画像を損傷・紛失した場合は、1画像ごとに補償料 50,000 円(税抜)をご負担下さい。

(7)利用の変更および中止。

- ①利用内容に変更が生じる場合および利用を中止する場合は、速やかに本会へご連絡下さい。

(8)成果物の納付。

- ①画像を利用した成果物は、完成次第、速やかにご提出下さい。
提出する成果物の数は、利用目的ごとに異なります。詳細はお問い合わせ下さい。
- ②インターネット等へ利用した場合は、画像を利用しているアドレスと当該ページを印刷してご提出下さい。

(9)再版、改訂、増補、再放送、二次使用等。

- ①改めて画像利用申込書をご提出下さい。

*手続きについてご不明点がありましたらお問い合わせ下さい。
〒153-0041 目黒区駒場 4-3-55 電話 03-3467-0263
公益財団法人前田育徳会（担当：加藤）